

市町村医療福祉費支給制度（市町村単独医療費助成事業）変更内容等について

1. 各市町村の変更点及び対象範囲の拡大等について

(1) 法別番号の変更について

平成30年10月診療分から、高校生相当に使用していた法別番号「94」は法別番号「90」に統一され、市町村が独自で実施しているその他助成対象者については、引き続き法別番号「94」を使用することとなります。

(2) 対象範囲の拡大等について

平成30年10月診療分から対象範囲の拡大等を行う市町村は、以下のとおりとなります。

市 町 村 名	内 容
石 岡 市	高校生相当（入院）の所得制限を撤廃
那 珂 市	
守 谷 市	
下 妻 市	高校生相当（外来）まで対象範囲を拡大
高 萩 市	
北 茨 城 市	
取 手 市	
神 栖 市	
潮 来 市	
行 方 市	
鉾 田 市	
茨 城 町	
大 洗 町	
城 里 町	
東 海 村	
阿 見 町	
八 千 代 町	
五 霞 町	